

裁判員制度のこれまでと 今後の課題

大城 聡 Oshiro Satoru 弁護士

一般社団法人裁判員ネット代表理事。著書に『あなたが変わる裁判員制度－市民からみた司法参加の現在』（共著、同時代社、2019年）など

裁判員経験者 10万人を超える

2021年5月で裁判員制度が始まってから12年となりました。全国初の裁判員裁判が行われた時、法廷で証人の話に耳を傾ける裁判員の真剣な表情が今でも目に焼き付いています。そこには刑事裁判の新たな担い手となった市民の姿がありました。制度開始からこれまでの間に裁判員と補充裁判員を合わせた裁判員経験者の人数は10万人を超えました。

裁判員制度は、市民から選ばれた裁判員が刑事裁判に参加し、裁判官とともに被告人が有罪か無罪か、有罪だとすればどのような刑を科すかを決める制度です。

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（裁判員法）1条では、裁判員制度の意義を「司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資すること」と定めています。刑事裁判に市民の常識が反映されることが期待され、制度がスタートしました。

市民の常識を刑事裁判に反映するためには、裁判員が単なるお飾りとなることなく、主体性を持って司法に参加することが必要です。市民が主体的に司法参加するためには、私たちが裁判員制度の現状を知り、その意義を考え、課題と向き合うこと、また、裁判員の経験を広く社会で共有することが大切です。

そこで本稿では、裁判員制度の基礎知識を紹介し、これまでの成果と今後の課題について考

えていきたいと思えます。

裁判員制度の基礎知識

(1) 裁判員裁判の対象事件と裁判所

裁判員裁判の対象となるのは、法定刑が、死刑または無期の懲役もしくは禁錮に当たる事件などの一定の重大な刑事事件です。例えば、殺人罪、強盗致死傷罪、現住建造物等放火罪、危険運転致死罪などが対象となります。これらの事件が対象となったのは、社会的な影響が大きく、市民の関心が高いと考えられるからです。

裁判員裁判は、刑事裁判の第一審で行われますので、控訴審と上告審では行われません。全国の地方裁判所の本庁50カ所（各都道府県の県庁所在地のほか、函館、旭川、釧路）と支部10カ所（立川、小田原、沼津、浜松、松本、堺、姫路、岡崎、小倉、郡山）で行われています。

(2) 裁判員はどのように選ばれるのか

裁判員裁判の審理は、職業裁判官3人と裁判員6人で行います。裁判員が裁判の途中で欠席するなどした場合に備えて補充裁判員も選任されます。補充裁判員もすべての審理に立ち会い、裁判員が欠けた場合に、代わって裁判員に選任されます。

裁判員は、衆議院議員の選挙権を有する人の中から選ばれます。ただし、選挙権年齢は18歳に引き下げられましたが、裁判員は、20歳以上の選挙権を有する人の中から選ばれます。

裁判員は、裁判所の非常勤職員として国の司法権を担うこととなりますので、禁錮以上の刑に処せられた人、心身の故障のために裁判員の職務遂行に著しい支障がある人などは裁判員になることはできません。また、三権分立の観点や一般の市民の感覚を裁判に反映させる制度趣旨から、国会議員、裁判官、検察官、弁護士、自衛官などは裁判員の職務に就くことが禁止されています。

裁判員法では、裁判員となることは義務とされていますが、国民の負担を軽減する観点から裁判員となることを辞退することができる事由が定められています。辞退事由には、70歳以上の人や学生、重い疾病やけがにより裁判所への出頭が困難であること、親族の介護、養育を行う必要があることなどがあります。

裁判員が選任されるまでの具体的な手続きは、次のとおりです。

①裁判員候補者名簿の作成と記載通知

選挙人名簿に登録されている人の中からくじで選び、翌1年間用の裁判員候補者名簿が作成されます。この名簿に記載された裁判員候補者には、毎年11月頃、名簿に記載されたことの通知や調査票が送られます。調査票は、辞退事由や前述の就職禁止事由がないか、仕事や介護、育児などで裁判員となることに支障のある時期がないかなどを確認するためのものです。もし該当するものがなければ調査票を返送する必要はありません。

②呼出状の送付

翌年になると、事件ごとに、裁判員候補者名簿の中から、くじによって裁判員候補者が選ばれます。選ばれた裁判員候補者には呼出状が送られます。この時にも辞退事由がないかなどの確認のため質問票が送られます。辞退事由がない人は、呼出状で指定された日時に裁判所に

行って選任手続期日に出席する必要があります。この呼出状には、選任手続きの日時と併せて、具体的な裁判の日程も通知されます。呼出状は、原則として選任手続期日の6週間前までに発送されます。

③選任手続期日

呼出状を受け取った裁判員候補者は、選任手続期日に出頭しなければなりません。正当な理由なく出頭しないときは10万円以下の過料に処せられる可能性があります。選任手続期日では、裁判所から事件の概要について説明を受けた後、裁判長から辞退事由や不適格事由、不公平な裁判をするおそれがないかなどの質問を受けます。裁判所は、不選任となった裁判員候補者を除いた人の中から、くじで裁判員を選びます。また、必要があれば補充裁判員を選びます。選ばれた裁判員と補充裁判員は、裁判長から必要な説明を受け、宣誓をします。

(3) 裁判員の役割

裁判員は、裁判官とともに、公開の法廷で行われる刑事裁判(公判)に立ち会い、判決までかかわります。公判では、証拠として提出された書類や物を取り調べるほか、証人や被告人に対する質問が行われます。裁判員も裁判長に告げて、証人や被告人に直接質問することができます。

裁判員は、法廷で証拠を見聞きした後、裁判官とともに、証拠に基づいて事実を認定し、被告人が有罪かどうか、有罪であるとすればどのような刑を科すのかを議論し(評議)、結論を出します(評決)。この評議は非公開で行われます。裁判員が関与するのは、事実の認定、法令の適用、量刑に限られ、法令の解釈や訴訟手続きに関する判断は、裁判官が行います。

評議を尽くしても全員の意見が一致しない場合、多数決によって評決することになります。裁判員は、裁判官と同じ1票を持ちますが、こ

の多数決は、裁判官と裁判員の双方の意見を含む過半数でなければなりません。つまり、裁判官または裁判員のみによる多数では、被告人に不利益な判断をすることができないということです。例えば、被告人が有罪かどうか争われている事件で、裁判員6人全員が有罪であるとの意見でも、裁判官3人全員が有罪ではないとの意見であれば、裁判官と裁判員の双方の意見を含む過半数とはならず、無罪判決が言い渡されることとなります。この場合、もし裁判官1人以上が有罪の意見であれば、双方の意見を含む過半数になるので有罪になります。

補充裁判員は評決に参加することはできませんが、これまでの裁判所の運用では、評議の際には補充裁判員も意見を述べる機会が与えられることが多いようです。

評議と評決が終わると、裁判長が法廷で判決を言い渡します。判決の言い渡しによって、裁判員の職務は終了します。

裁判員や補充裁判員には、旅費、日当、宿泊費が支払われます。日当は、1日当たり1万50円以内で裁判所が定めることとされています。

なお、裁判にかかる日数(第1回公判から判決言い渡しまで)は長期化しており、制度開始時の平均日数は3.7日でしたが、2019年には10.5日となっています。2019年に実施された裁判員裁判1,001件のうち、5日以内が279件、10日以内が370件、20日以内が281件、30日以内が50件、40日以内が12件、40日超が9件でした。

裁判が長くなると裁判員の負担は重くなりますが、期間内に毎日審理が行われるわけではありません。例えば審理を週3日にして、あとの2日間を仕事に行けるようにするなど裁判員の負担を軽減するような配慮もなされています。

(4) 裁判員の義務

裁判員には、法令に従って公平誠実に職務を

行う義務やその旨を宣誓する義務があります。そのほかに、裁判員は、公判期日や判決言い渡し期日などに出頭する義務があります。正当な理由なく、宣誓や出頭をしないときは、10万円以下の過料に処される可能性があります。また、裁判員は、評議に出席して意見を述べる義務もあります。

裁判員の義務として最も注目されているのが、守秘義務です。裁判員は、「評議の秘密」「その他職務上知り得た秘密」を漏らしてはなりません。「評議の秘密」は、評議がどのような過程を経て結論に至ったのかということや、評議における裁判官や裁判員の意見の内容、評決の際の多数決の数などが挙げられます。「その他職務上知り得た秘密」は、事件関係者のプライバシー情報や裁判員の名前などが該当します。

公開の法廷で見聞きしたことや裁判員として裁判に参加した感想は守秘義務の対象となりません。裁判官の言動や印象、裁判所の施設や雰囲気、公開の法廷で行われた手続きやそこで説明された内容、言い渡された判決の内容となっていることを、その限度で述べることは守秘義務違反にはなりません。

守秘義務に違反した場合には6カ月以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられます。なお、制度開始から今日までの間、守秘義務違反の刑罰が科された例はありません。

裁判員制度で 何が変わったか

裁判員制度の最大の成果は、一般の市民が法廷で、見て、聞いて分かる裁判になったことです。制度開始前は書面重視の裁判で、専門用語が多く、一般の市民や裁かれる立場の被告人自身にとって分かりにくいものでした。「裁判の公開」(憲法82条)は公正な裁判が行われているか監視するための憲法上の原則ですが、実際に

は公開されていても市民には内容がよく分からない状況だったといえます。裁判員が法廷で見聞きした情報だけで正しい判断ができるように、裁判官、検察官、弁護士は分かりやすい説明を心がけるようになりました。刑事裁判がシンプルになったことで、間違いが起りにくくなりました。

裁判員裁判では、量刑の幅が広がりました。例えば、性犯罪の裁判では、制度開始前と比べて刑が重くなる傾向がみられます。これは裁判官よりも一般の市民のほうが「卑劣な犯罪は厳しく罰する」という感覚が強いことを示しています。他方、介護の苦しさの末に殺人に至ったような事件では、個別の事情を考慮して刑務所に服役するのではなく執行猶予を付ける判決も増えるなど、市民の感覚が反映されています。

ある裁判員経験者は、被告人が今後立ち直ることにどのようにつながるかを深く考え、量刑を決めたと話していました。有罪無罪の判断だけではなく、量刑を決めることに市民が参加することで、犯罪や刑事裁判を人ごとではなく、自分たちの問題として考える契機になっていると感じています。

「あの場はもう普通の場合とは違うよ。自分の責任というのが曖昧あいまいにできないからね。……だって、人の一生がかかっているわけだから」という裁判員経験者の言葉は、裁判員として法廷に臨み、評議に参加した人でなければ発せられない重さがあります。裁判員の経験は、法廷の中だけではなく、その後の人生に大きな影響を与えることもあります。「自分の人生がやはり180度変わった、という感じがします。社会に対する関心の度合いが一気に上がりました。それから、自分が社会の一員であるという認識がとて強くなりました」という言葉は、強烈に、そして深く個人の内面に影響を与える「裁判員経験」を象徴しています。

裁判員制度には刑事裁判のあり方を変えるだ

けではなく、一人一人の内面深く、価値観を揺さぶる力があります。それは、社会の問題を人ごとではなく自分の問題として受け止めていく力です。

今後の課題

(1) 裁判員経験の共有

裁判員制度が始まって10年以上経ちましたが、私たちは社会の中で裁判員経験を共有できていません。実は、制度開始時と比べて、市民の参加意欲は低下し、裁判員候補者の辞退率は上昇、出席率は低下する傾向にあります。これは市民参加の制度の根底にかかわる問題です。

他方で、裁判員経験者へのアンケートでは95%以上が「よい経験と感じた」と答えています。この「よい経験」を社会で共有することが必要です。裁判員経験を共有する壁の1つに守秘義務があります。守秘義務は必要ですが、厳しすぎるのではないかと感じます。裁判員の議論の自由と関係者のプライバシー保護は確保しつつ、評議の内容については発言者を特定しない限り、裁判員が自由に話せるように守秘義務を緩和してもよいのではないのでしょうか。

(2) 市民の声を反映すること

裁判員制度は、司法へ市民が参加する制度です。自分が参加するかもしれない身近な問題として、私たちが主権者の立場で、議論して、自分たちの考えを制度に反映していくことが求められています。制度開始10年を超えましたが、裁判員が主体的に参加できるように市民の声を反映する不断の努力が必要です。

裁判員を経験した皆さん、これから裁判員になるかもしれない皆さん、一人一人の声を制度に活かしていくことが、裁判員制度がよりよく社会に根付いていくために必要不可欠だと考えています。